以下この号及び次号において「認定申請書等」という。）の写し及び当該認定申請書等に係る同令第十一条の三第一項の認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第十一条の四第四項の変更の認定書を含む。次号において「認定書等」という。）の写し並びに当該認定申請書等に係る産業競争力強化法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画に従つて実施される同法第二十一条の十三第二項第二号に規定する情報技術事業適応に係る同令第十一条の十九第三項の確認書の写し

二　法第四十二条の十二の七第三項又は第六項の規定の適用を受ける場合　その適用に係る同条第三項に規定する生産工程効率化等設備等が記載された認定申請書等の写し及び当該認定申請書等に係る認定書等の写し

第二十条の二十三第六号中「耐用年数省令に規定する耐用年数」を「法第五十二条の三第五項に規定する耐用年数等」に改める。

第二十一条の二から第二十一条の四までを次のように改める。

（中小企業事業再編投資損失準備金）

第二十一条の二　施行令第三十二条の三第三項に規定する財務省令で定める書類は、中小企業等経営強化法第十八条第二項に規定する認定経営力向上計画に従つて行う法第五十五条の二第一項の規定の適用に係る同項に規定する事業承継等に係る次に掲げる書類とする。

一　中小企業等経営強化法第十七条第一項の認定に係る経営力向上に関する命令第二条第一項又は第二項の申請書（同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第三条第一項又は第二項の申請書を含む。以下この号において「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に係る認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る認定書を含む。）の写し

二　経営力向上に関する命令第五条第二項の確認書の写し

第二十一条の三及び第二十一条の四　削除

第二十二条の次に次の一条を加える。

（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）

第二十二条の十二の二　法第六十六条の十一の四第一項第一号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた事業年度は、産業競争力強化法施行規則第十一条の十八第三項の確認をした旨の表示がある同令第十一条の三第一項の認定書（産業競争力強化法第二十一条の十六第一項の規定による変更の認定があつたときは、同令第十一条の四第四項の変更の認定書）に添付された同令第十一条の十八第一項に規定する確認申請書の写しに特例事業年度として記載された事業年度で、当該写しを保存することにより証明がされたものとする。

2　法第六十六条の十一の四第二項第二号イに規定する財務省令で定める金額は、同条第一項に規定する適用事業年度に係る産業競争力強化法施行規則第十一条の二十一の適合証明書に特例対象投資累積額として記載された金額（当該適用事業年度の確定申告書等に当該適合証明書の写しの添付がある場合における当該金額に限る。）とする。

第二十二条の三十一第一項中「第十七条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同条第二項中「第三十九条の四十六第八項」を「第三十九条の四十六第九項」に、「（同法第十八条第一項の規定による変更の認定を含む。）」を「に係る経営力向上に関する命令第二条第一項又は第二項の申請書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第三条第一項又は第二項の申請書を含む。）」に、「の写し及び当該経営力向上計画に係る認定書」を「につき同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第三条第一項又は第二項の申請書を含む。）」に、「（同法第十八条第一項の規定による変更の認定を含む。）」を「に係る経営力向上計画（」を「に係る経営力向上に関する命令第二条第一項又は第二項の申請書（当該申請書に係る」に、「をいう。以下この項において同じ。）の写し及び当該経営力向上計画に係る認定書の写し並びに当該経営力向上計画（同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。）」を「につき同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第三条第一項又は第二項の申請書を含む。以下この項において「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に係る認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る認定書を含む。）の写し並びに当該認定申請書に係る同法第十八条第二項に規定する認定経営力向上計画」に、「が当該経営力向上計画」を「が当該認定経営力向上計画」に改め、同条第三項中「第二十七条の十二の四の二第三項第一号」を「第二十七条の十二の五第三項第一号」に改め、同条第四項中「第五条の六の三の二第五項第一号」を「第五条の六の四第五項第一号」に改める。

第二十二条の三十三の次に次の一条を加える。

（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十二条の三十三の二　法第六十八条の十五の七第一項に規定する財務省令で定めるものは、主として同項に規定する産業試験研究の用に供される耐用年数省令別表第六の上欄に掲げるソフトウエア、機械及び装置並びに器具及び備品（機械及び装置並びに器具及び備品にあつては、同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

2　法第六十八条の十五の七第九項及び第十項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　法第六十八条の十五の七第一項、第二項、第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合　その適用に係る同条第一項若しくは第四項に規定する情報技術事業適応設備又は同条第二項若しくは第五項に規定する事業適応繰延資産が記載された産業競争力強化法施行規則第十一条の二第一項に規定する認定申請書（当該認定申請書に係る産業競争力強化法第二十一条の十五第一項に規定する事業適応計画につき同法第二十一条の十六第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第十一条の四第一項に規定する変更認定申請書を含む。以下この号及び次号において「認定申請書等」という。）の写し及び当該認定申請書等に係る同令第十一条の三第一項の認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第十一条の四第四項の変更の認定書を含む。次号において「認定書等」という。）の写し並びに当該認定申請書等に係る産業競争力強化法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画に従つて実施される同法第二十一条の十三第二項第二号に規定する情報技術事業適応に係る同令第十一条の十九第三項の確認書の写し

二　法第六十八条の十五の七第三項又は第六項の規定の適用を受ける場合　その適用に係る同条第三項に規定する生産工程効率化等設備等が記載された認定申請書等の写し及び当該認定申請書等に係る認定書等の写し

第二十二条の三十四中「第二十条の十の三各号」を「第二十条の十の四各号」に改める。

第二十二条の四十四第七号中「耐用年数省令に規定する耐用年数」を「法第六十八条の四十一第五項に規定する耐用年数等」に改める。

第二十二条の四十六及び第二十二条の四十七を次のように改める。

（中小企業事業再編投資損失準備金）

第二十二条の四十六　施行令第三十九条の七十三第三項に規定する財務省令で定める書類は、中小企業等経営強化法第十八条第二項に規定する認定経営力向上計画に従つて行う法第六十八条の四十四第一項の規定の適用に係る同項に規定する事業承継等に係る第二十一条の二各号に掲げる書類とする。